

許可申請者の皆様へ

許可事務処理において、申請者の了解を得たうえで当分の間次のとおり対応しますので、御承知願います。

- 1 申請窓口においては次の要件の確認を行います。このため窓口では申請書類（閲覧対象外、別とじ用表紙添付）及び確認書類（閲覧対象外、申請者用チェックリスト添付）を提出してください。

経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、財産的要件、欠格要件（犯歴及び暴力団排除を除く）

- 2 許可要件があると確認した場合はその他の申請書をお預かりして審査を行います。
- 3 許可要件がないと確認できた場合、書類を返却します。
- 4 その場で許可要件が判断できない場合は、一度審査を終了しますが、書類をそのままお預かりします（預り証を交付します。）。許可要件の有無の判断については、7日（閉庁日を除く）以内に連絡しますので、確認できた場合は残りの申請書を送付してください。許可要件がないと判断できた場合は、お預かりした書類を返送します。なお、建設業課からの連絡後10日（閉庁日を除く）以内に申請書類（閲覧書類）の送付がない場合は、預り書類を返送します。

（提出書類の有効期限の関係で別途再提出を求める場合があります。）

許可事務の円滑な推進のため御協力をお願いします。

建設業課許可班